

岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センター  
医療情報システム構築業務調達に係る落札者決定基準書

令和8年2月

## 目次

- 1 はじめに (P3)
- 2 審査及び評価方法等 (P3～P4)
- 3 各評価点の算出方法 (P4～P6)
- 4 落札者決定方法 (P6)

## 1 はじめに

本書は、岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センター(以下「磐井・南光病院」という。)の医療情報システム構築業務調達に係る審査及び評価方法等について定めるものである。

## 2 審査及び評価方法等

### (1) 選定方式

事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札を採用し、技術評価（企画提案、要求仕様書）、価格評価（入札価格、保守費用）の観点で総合評価を行う。

なお、評価は「岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センター医療情報システム調達に関する技術的審査委員会(以下「委員会」という)」により行う。

### (2) 技術評価

#### ①企画提案

以下の提案評価項目に対して、技術提案書及びプレゼンテーションを審査委員が評価して採点する。

なお、審査委員は非公表とする。

- ・プロジェクト運営・データ移行遂行能力
- ・新機能・医療 DXへの対応
- ・3施設統合・精神科対応
- ・インフラ・セキュリティ・保守信頼性

#### ②要求仕様書

要求仕様書に対する回答を所定の配点により採点する。

なお、「岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センター医療情報システム構築業務調達基本仕様書」に示されている要件は、必須要件とする。

### (3) 価格評価

#### ①入札価格

システムの導入費用(入札価格)について、価格評価を行う。

#### ②保守費用

導入後7年間の保守金額についても、所定の配点により採点する。

### (4) 配点

技術評価点600点（うち企画提案によるもの400点、要求仕様書によるもの200点）、価格評価点400点（うち入札価格によるもの250点、保守費用によるもの150点）の合計1,000点満点とする。評価項目毎の配点は表1のとおり。

【表1：配点表】

評価項目		技術評価点	価格評価点
企画提案	技術提案書・プレゼンテーション審査	400	—
要求仕様書	業務アプリケーション機能要件	200	—
入札価格	導入費用	—	250
保守費用	導入後7年間の保守・金額	—	150
合計		600	400

### 3 各評価点の算出方法

#### (1) 技術評価

##### ① 企画提案

提出された技術提案書及びプレゼンテーションに対し、審査委員が審査を行い採点する。

評価項目は、別紙『岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センター医療情報システム 企画提案評価項目一覧表』のとおりとする。

評価点の算出方法は以下のとおりとする。

審査委員ごとに、全評価項目の採点結果を合計し、委員ごとの持ち点を算出する。全審査委員の持ち点を平均し、小数点以下を切り捨てた数値を企画提案評価点とする。

##### ② 要求仕様書

要求仕様書の充足度(対応可否の回答)により、評価項目別に採点を行う。

対応可否の回答方法は表2のとおりとする。

【表2：対応可否の回答方法】

○	入札価格の中で対応可能 カスタマイズ対応(無償)は可とする。ただし、その後のバージョンアップに保守の範囲内で対応できること。
×	対応不可能(今回非対応を含む)

「○」1つにつき1点とするが、「重点項目」の列に○が付いた項目については、3点とする。

また、システム毎の配点は「表3」の通りである。各システムの配点は、全体の配点(200点)に部門毎、システム毎の重要度を勘案した配点割合とする。

各システムの配点=全体の配点(200点)×システム別配点割合(%)

システム毎の得点率（小数点第3位以下切り捨て）に各システムの配点を乗じた点数（小数点以下切り捨て）の合計を評価点とする。

$$\text{システム毎の得点率} = \frac{\text{システム毎の獲得点数}}{\text{システム毎の総点数}}$$

要求仕様書評価点=各システムの配点×「システム毎の得点率」の和

【表3：システム毎の配点割合】

No.	システム名	配点割合 (%)	配点 (200点)
1	電子カルテシステム	35%	70
2	参照カルテシステム	5%	10
3	看護支援・患者照合・スマートデバイス	15%	30
4	医事会計システム	10%	20
5	その他システム	15%	30
6	DWH・BIツール	10%	20
7	データ移行	10%	20
		100%	200

## (2) 價格評価

### ① 入札価格

入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、入札価格に対する得点配分(250点)を乗じて得た値とする。

なお、予定価格を超えた場合は失格とする。

$$\text{価格評価点} = 250 \text{点} \times \left\{ 1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right\}$$

## ② 保守費用

構築後、7年間の保守金額（税抜き）を評価の対象とする（注）。

保守費用を別途定める基準額で除して得た値を一から減じて得た値に、基準額に対する得点配分（150点）を乗じて得た値とする。

なお、基準額を超えた場合は0点とする。

また、7年間の保守金額の総額（税抜）は自社の入札価格を超えないこととし、超えた場合は失格とする。

$$\text{保守費用評価点} = 150 \text{点} \times \left\{ 1 - \frac{\text{保守費用}}{\text{基準額}} \right\}$$

（注）MISO（MedicalInformationSystemOperator）に係る費用のみ、令和9年2月から令和16年3月までの期間を評価対象とする。

## 4 落札者決定方法

- (1) 入札価格が医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）第190条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であり、かつ、総合評価点が最も高い者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。